

令和3年10月から登録申請受付が始まっています

消費税インボイス制度説明会

令和5年10月1日から消費税に「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されます。適格請求書発行事業者（登録事業者）のみが適格請求書（インボイス）を交付することができます。登録申請書は税務署にて令和3年10月1日より受け付けています。この機会にぜひ説明会にご参加の上、お早目にご準備ください。併せて、所得税の改正内容についてもお伝えします。

インボイス制度って何？

- 売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。
 - 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存（※）等が必要となります。
- （※）買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項（インボイスに記載が必要な事項）が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。

日時 2022年1月13日（木） 14:00～16:00

場所 八尾商工会議所 3階 大ホール

※駐車場は最初の1時間は無料、その20分ごとに100円が必要となりますので、予めご了承ください。
また、台数に限りがありますので、できる限り公共交通機関を利用下さい。

講師 八尾税務署 派遣講師

テーマ ①インボイス制度について ②所得税の改正内容について

受講料 無料

定員 30名（先着順。定員に達し次第締め切ります。お早目にお申込み下さい。）

お申込み
お問い合わせ先

八尾商工会議所 中小企業相談所 支援グループ
〒581-0006 大阪府八尾市清水町1-1-6
TEL：072-922-1181 FAX：072-922-8828

【新型コロナウイルス対応について】

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、状況を鑑みて、開催を中止させていただく場合がございます。
中止となる際は、参加者の皆様へ順次、電話・FAXなどでお知らせさせていただきます。当日は会場の除菌や換気、受付にてアルコール消毒液の設置等対応させていただきますが、参加者の皆様につきましても、咳や風邪などの症状がある場合には参加を見合わせてください。また、うがい・手洗い、マスクの着用など各自感染防止対策にご協力お願いいたします。

【参加票について】 FAXを送信いただいた後、当所から3日以内に参加票を送付いたします。万が一、参加票が届かない場合は、恐れ入りますが事務局までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

八尾商工会議所 支援グループ 行（送信先FAX 072-922-8828）

インボイス説明会（1/13開催分）参加申込書

事業所名					
所在地	(〒 -)				
TEL	-	-	FAX	-	-
メール	@				(八尾商工会議所メールマガジン <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要)
参加者	(ふりがな) 氏名			部署 役職	
	(ふりがな) 氏名			部署 役職	

※ご記入いただいた個人情報は、当セミナー運営に必要な範囲で利用させていただきます。また八尾商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用することがあります。